

きょうどう

2018年1月1日号

NO. 28

経営理念

- 一 納税者の権利を守り、経営と暮らしの発展をめざします。
- 一 憲法を擁護し、民主的・公正な税制と税務行政の確立をめざします。
- 一 地域と共存し、中小事業者と社会の発展に貢献します。



雲海に浮かぶ「八方ヶ岳」

消費税は「引退」してもらいましょう

代表社員・税理士 荒尾壽味雄

謹んで新年のご挨拶を申し上げます
年が改まって平成三十年となりました。皆様は新年をどのようにお迎えでしょうか。

今や日本では、平成生まれの青年たちが活躍する時代となっています。平成元年四月一日生まれの消費税も三〇歳に達する頃となりました。3%で誕生して八歳とともに5%になり、二十五歳にして8%と「順調」に成長して、やがて二桁10%への成長を目指しましたが、政治・経済状況が黄色信号となって、目下足踏みの状態です。

ところで、「昭和」を受け継いで「平成」天皇とされた現天皇は、来年の平成三十一年四月三〇日に退位されることとなりました。「平成」が三一年で終わることになります。

さて、来年一〇月一日に消費税を10%に引き上げることが予定されています。増税と共に複数税率やインボイス導入など、国民の負担が増大します。与党の二〇一八年度税制改正大綱ではさらにその後所得税の増税が待ち構えており、家計を冷やし、日本経済をまたまた不況に導きかねません。平成の申し子の消費税には、10%への成長を待たず、平成の閉幕と共に引退願いたいものです。そのための道筋を作ることが必要です。

【顧問先訪問】

法人名：(株)熊本メスキュード
所在地：菊池市西寺 1431 番地
代表取締役：山本龍幸
設立年：平成元年 3 月
事業内容：医療廃棄物収集運搬



今回の顧問先訪問は菊池市で医療廃棄物の収集運搬業を営まれている(株)熊本メスキュードの山本龍幸社長を訪ねました。

Q 会社の概要、歴史など教えてください。

A:平成元年 3 月に有限会社熊本メスキュードとして社員 5 名でスタートし平成 13 年に鹿児島営業所を開設、平成 19 年には株式会社熊本メスキュードに組織変更して今期で創立 30 周年を迎えました。現在、熊本本社 12 名、鹿児島営業所 8 名に外国人研修生 3 名、パート、アルバイトさんも含め計 31 名の体制で業務に取り組んでいます。

Q お仕事の中身についてお聞かせください。

A:本業は医療機関の廃棄物を収集し処理場に運ぶ業務です。廃棄物の再資源化にも取り組んでいます。大津町に廃蛍光灯のリサイクル施設を所有しており溶融処理した後、鉄鋼製品や路盤材等の原材料として再利用されており、環境保全の向上に貢献すべく努めています。今後は熊本地震で大量に発生した廃瓦を玄関等の舗装材(グランドコート)としてリサイクルする事業に着手する予定です。



廃瓦を利用した「グランドコート」



Q 熊本地震後の業務に変化はありますか？

A:幸いに我が社の熊本地震による被害は最小限で済みました。発災から半月後、所属している産業廃棄物協会が熊本県から「震災廃棄物の運搬処理」の要請を受け当社も所属支部エリアの業務を行うことになりました。発災から 1 年 9 ヶ月経ちますが、震災廃棄物も約 8 割が片付いているとろです。この震災関連の仕事と本来の業務を掛け持ちでしたので当初から人手不足に悩まされましたが、震災廃棄物の再利用は熊本の復興につながるかと信じ社員一丸となって取り組んでいます。



廃蛍光灯クラッシュャ

Q 代表者の交代をされたそうですね。

A:昨年の 10 月に父である前社長から私に引き継ぎしたばかりの「新米社長」です。わが社は行政からの「許可」の基、法律の順守が強く求められる業務を行っております。今は社会保険労務士の先生や共同経理さんとも相談をしながら「社内ルールの確立」に力を注いでおります。幸いに社員の皆さんも良く協力してくれます。前社長が培ってきたノウハウを活かし時代に沿った組織作りを強化し、社員が「働き甲斐」のある職場にしていきたい。社長就任する前、私は「営業」を主に担当しておりましたので、その時に築いてきた同業者や行政の皆さんとのつながりを大事にしながら新社長として頑張る決意です。

編集後記：従業員数は熊本、鹿児島で 30 名を超え、共同経理の顧問先の中でも大所帯の組織を切り盛りされる「新社長」は 39 才！若き経営者から会社の運営に対する熱意がよく伝わるお話を聞かせてもらいました。

ご趣味は？と尋ねると、長かった営業職には欠かせないゴルフをたしなみ、お酒は「飲めない」との事でした。山本社長ありがとうございました。 <所報スタッフ一同>

続いてほしい業況回復 気になる格差拡大

表① '16/12月～'17/11月申告法人の申告状況

事業種別	件数	対前々期				対前期			
		売上	総利益	営業利益	申告所得	売上	総利益	営業利益	申告所得
1・2種 (卸小売)	50	99%	102%	174%	104%	101%	106%	272%	105%
3種 (建設・農林・製造)	61	123%	122%	263%	361%	121%	114%	185%	190%
4・5・6種 (運輸・サービス・不動産等)	72	106%	101%	539%	823%	103%	101%	154%	78%
合計	183	108%	108%	235%	241%	108%	107%	202%	147%

《法人税》(表①②)

① 総合的には前期の増益の勢いが今期も継続しています。中でも第3種事業が売上を伸ばすとともに申告所得を大きく増加させています。対照的に、前期減益を回復させた運輸業が、貨物は健闘の反面バス事業は減速、飲食業・福祉事業では売上は横ばいながら所得は大きく減らして、第4・5・6種事業の足を引っ張った状況となっています。

② 第1種・卸売業は、売上げ増加で営業利益が改善したが過年度分の欠損処理で申告所得は前期並み、第2種・小売業は、売上げはなかなか増えないが営業利益が増加して所得を伸ばしています。第5種事業ではサービス業・宿泊業が大きく業績を回復しています。今期から不動産業を第6種として区分したが、業態・業況まちまちで趨勢把握は不明確。

③ 黒字申告の割合が2ポイント減少し、赤字申告が件数・割合とも大きく増加。1社当たりでは、黒字申告では前期比+1,870千円、143%と増加、赤字申告では前期比-339千円、84%と赤字幅は縮小しています。運輸・福祉事業で赤字が増えています。

表②申告態様別状況 (金額=千円)

区分	年度	件数	割合	1社当たり
黒字申告	15 (H27)	73	40%	3,940
	16 (H28)	88	48%	4,298
	17 (H29)	84	46%	6,168
赤字申告	15 (H27)	59	32%	-1,895
	16 (H28)	43	23%	-2,144
	17 (H29)	56	30%	-1,805
0申告	15 (H27)	51	28%	
	16 (H28)	52	28%	
	17 (H29)	43	23%	

《消費税》(表③)

前期は8%への増税のあおりで課税標準(売上)が落ち込んだのが、本則課税においてはこれを挽回する形で、対前期比が課税標準10ポイント、税額で6ポイント増加している半面、簡易課税では前期の落ち込みを引きずる形で挽回できず、対前期比がマイナスとなっています。本則は業況回復、簡易は業況低迷と事業規模による格差が歴然としています。

表③消費税課税区分別状況 (1社当たり)

(金額=千円)

区分	前期		当期		対前期 (%)		件数
	課税標準	税額	課税標準	税額	課税標準	税額	
本則課税	175,236	3,202	193,479	3,701	110	116	69
簡易課税	27,653	780	26,392	755	95	97	47
総平均	115,439	2,221	125,780	2,507	109	113	116

格差是正にはほど遠い平成 30 年度税制改正

新聞等の報道でご存じの方も多いと思いますが、昨年 12 月 14 日に与党税制改正大綱が発表されました。今回の改正案の目玉はなんと言っても給与所得控除と基礎控除の見直しです。今回の改正案が成立すれば、多くの納税者に影響がでることになります。そこで今回は、その中身について見ていきたいと思ひます。

1. 改正の内容（平成 32 年分以降適用予定）

（1）給与所得控除

給与所得控除を一律 10 万円引き下げ基礎控除に振り替え。
上限額が適用される給与等の収入金額を 850 万円とし、その控除上限額を 195 万円に引き下げ。

（2）公的年金等控除

控除額を一律 10 万円引き下げ基礎控除に振り替え。
公的年金等の収入金額が 1,000 万円を越える場合のこの控除額については 195 万 5 千円の上限が設けられます。
また、公的年金以外の所得が 1,000 万円を越え 2,000 万円以下である場合の控除額を一律 10 万円、2,000 万円を越える場合の控除額を一律 20 万円、それぞれ引き下げ。

（3）基礎控除

控除額を一律 10 万円引き上げ 48 万円に。
合計所得金額が 2,400 万円を越える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が 2,500 万円超で消失する仕組みとなっています。

（4）所得金額調整控除

給与等の収入金額が 850 万円を越える納税者で、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する者など一定の者の所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額（1,000 万円を越える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額に 10%に相当する金額を給与所得の金額から控除。

（5）青色申告特別控除

青色申告特別控除の控除額を 55 万円（現行：65 万円）に引き下げ。
ただし、確定申告書等の提出をその提出期限までに電子情報処理組織（e-Tax）をして行なうなど、一定の要件を満たす場合には控除額を 65 万円とすることになっています。



顧問先の皆様へ

- ◎当社は「過労死」防止のために、働き方の改善に取り組んでいます。
- ◎当面するのは、「確定申告業務」の改善です。
- ◎顧問先の皆様へのご理解とご協力をお願いについて別紙を同封しています。
確定申告のご案内と共に、ご確認ください。

2. 税制のあるべき姿 ～応能負担原則～

(1) 給与所得控除と公的年金控除の引き下げ

今回の税制改正大綱の注目は「所得税改革」です。中でも「多様な働き方」への対応と称して給与所得控除・公的年金控除の圧縮と基礎控除の改定が盛り込まれました。これにより政府は、「所得再配分機能の回復」ができると説明しています。

しかし、そもそも給与所得控除は、「給与所得は特に担税力に乏しいから、これを調整する」ための機能や「経費の概算的な控除」などを趣旨とし制定されました。まさに「体が資本」であるサラリーマンの「労働力」の維持のための費用なのです。

公的年金控除もまた担税力が減退する年金所得者について、公的年金が生計維持の基盤となること等を考慮して定められています。

今回は一部の高所得者をターゲットにしていますが、これら会社員や年金生活者を狙い撃ちにして増税が図られています。今後これらの基準を下げてくるものと考えられます。

(2) 基礎控除の改定

基礎控除についても引き上げられた金額はわずか10万円で、その見直しで48万円となりますが、海外の基礎控除は、イギリス(180万円)、ドイツ(111万円)、フランス(124万円)であり比較にならないほど低い水準のままです。また、2,500万円を越える所得の納税者には基礎控除を適用しないとされていますが、これでは憲法25条が保障する最低生計費非課税の原則から逸脱したものとなり大問題です。

(3) 税の基本原則に反する動き

今回の税制改正大綱の所得税関係の内容は昨年10月に行なわれた衆院選ではまったく議論されておらず、2019年夏の参院選まで大きな国政選挙の予定がない今、唐突に盛り込まれてきました。しかもその内容は、「所得再配分機能の回復」というにはほど遠い内容で、その証拠に高所得者・富裕層がその多くの部分を占めるとされる株式譲渡益や分離課税の配当所得(所得税と住民税合わせて20%の税率)にはまったく手を着けていません。本来、これらは「不労所得重課」の考えに基づき重い税金を課すべきなのです。

これまで財務省は給与所得控除等の見直しが悲願で改正をねらっていました。与党税制調査会も今回の見直しを手始めに引き続き見直しを継続していくことを明言しています。これらの動きは「最低生活費非課税の原則」や「勤労所得軽課」の考えに逆行するきわめて危険な方向であるといえます。

「税は国家なり」といわれています。税の負担のあり方と税の使われ方がその国の在り方を示しているからです。税金は取りやすいところから取るのではなく、納税者の能力に応じ平等に負担すべきものです。今後の税制改正の動きに注目していかなければなりません。



消費税NO!! 消費税の大罪・大悪 (3)

そもそも「消費税」はどういう税金か?!

8 またまた国民だまし!! 「教育財源に」「社会保障に」

安倍首相は昨年10月突然衆議院を解散し総選挙を行いました。結果はご承知のとおりですが、解散の直前、またもや消費税増税を戦略として利用しました。10%税率への引上げが延び延びになっている状況の下、増税分を「教育無償化」や「社会保障制度の見直し」に充てるとして選挙戦に臨みました。選挙が終わるや否やこのような「公約」はしりすばみの様相を見せており、社会保障は縮小・削減の一方、軍備拡大による軍事費の膨張が進められています。このような実態でどうやって消費税増税分を<社会保障に使う><教育無償化に使う>などといえるのでしょうか。

9 消費税増税と2,800億円の増税、大企業には減税!! 2018税制改正大綱

そもそも消費税は「社会保障のために・財政再建のために」として導入され、その後の増税のたびに同じ口実が繰り返されてきましたが、社会保障も財政再建にも効果は現れず、むしろ悪くなっているのが実態です。2018年度与党税制改正大綱は新税の創設と合わせて所得税の増税を打ち出し、「家計には負担増が重なり、増税額は約2,800億円に上る見通し」(熊本日日新聞2017.12.15)であり、他方では法人税のさらなる引き下げ<大企業優遇>を進めるものです。

総選挙結果を受けて安倍首相は、「リーマン・ショック級の出来事が起きない限り引き上げる」と消費税引き上げに意欲を見せました。大綱は「10%への引上げを19年10月に確実に実施する」と増税宣言しており、財政再建を投げ捨て、国民の負担をさらに拡大・増加させるものです。

10 財界が後押しする消費税増税

日本経団連などの財界は、消費税を上げるよう繰り返し主張しています。「消費増税で個人消費が減ると財界も困る」という矛盾がありながら、なぜ財界は足並みを揃えて消費税の増税を求めのでしょうか。財界(大企業)にとっては次のような大きなメリットがあるのです。

- ①法人税引き下げの財源を作る…消費税を引き上げ、その税収で法人税引き下げを図る。(「きょうどう」No.26本稿の3)
- ②「輸出戻し税」による「還付金」=実質的な国からの補助金=が入る。(「きょうどう」No.26本稿の3)
- ③リストラ促進で人件費の削減、消費税負担の縮減が出来る。(「きょうどう」No.27本稿の4)
- ④これらで得た利益が株主への配当や役員報酬となり、内部留保ともなる。

11 消費税増税とリンクする法人税・所得税減税

財界は1980年代の半ばから、法人税を引き下げよう政府に強く働きかけるようになりました。法人税引き下げと付加価値税導入の“ワンセット作戦”です。国民の反対運動で一般消費税や売上税の導入は挫折しましたが、竹下内閣は1987年から法人税の引き下げを行い、その財源として1988年12月24日に「消費税法」を強引に成立させました。消費税を3%で導入したとき法人税は43.3%から37.5%に、消費税を5%に引き上げたとき法人税は37.5%から30.0%に、消費税を8%にしたときは法人税は30.0%から23.4%に引き下げられています。(表① 法人税率は基本税率。法人税率引き下げの法定と施行には時差があります)

表① 【消費税導入後の税率の推移】

(%)

区 分		1987(S62)	1989(H1)	1997(H9)	1999(H11)	2012(H24)	2014(H26)	2015(H27)～
消費税	税率		3.0	5.0			8.0	
法人税	基本税率	43.3	40.0	37.5	30.0	25.5		23.4
所得税	最高税率	60.0	50.0		37.0	40.0		45.0
	税率区分	12	5		4	6		7
所得税+住民税 (最高税率)		76.0	65.0		50.0			55.0

* 5%・8%の消費税率には地方消費税率(1%・1.7%)を含む。

表② 【一般会計税収推移;三税別税額】

(兆円)

	1988(S63)	1990(H2)	1997(H9)	2002(14)	2007(H19)	2009(H21)	2014(H26)	2017(H29)
消費税		4.6	9.3	9.8	10.3	9.8	16.0	17.1
法人税	18.4	18.4	13.5	9.5	14.7	6.4	11.0	12.4
所得税	18.0	26.0	19.2	14.8	16.1	12.9	16.8	17.9
他	14.4	15.7	21.2	19.5	20.2	19.4	26.2	27.4
計	50.8	60.1	53.9	43.8	51.0	38.7	54.0	57.7

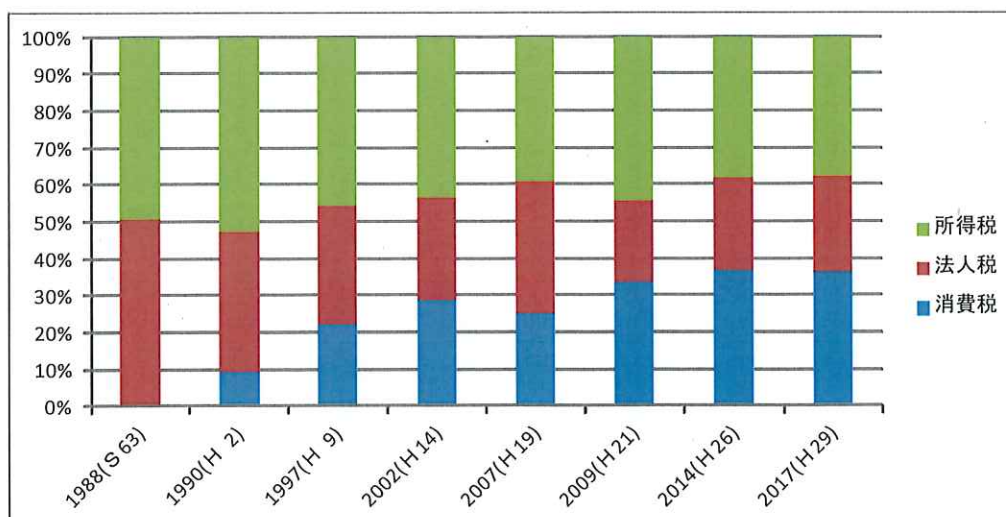
12 消費税導入でも税収増えず、財政基盤を切崩した消費税

上記 11 の結果、国の一般会計税収はどのように推移していったかを見てみます。

一般会計税収は、消費税導入直前 1988 年度の 50.8 兆円が、2017 年度予算では、消費税収が 17.1 兆円となるにもかかわらず 57.7 兆円と 7 兆円弱の増加に過ぎません。消費税導入翌年の 1990 年度には法人税収と所得税収が 44.4 兆円だったのが、2017 年度予算では 30.3 兆円と 14 兆円余りの減少となり、消費税収のほとんどが帳消しになっているのが実態です。(表②)

また消費税導入前は、所得税と法人税が「基幹税」として税収の 7 割を占め、しかも所得税と法人税がそれぞれ半分の税収を担っていました(1988 年度)。ところが今や消費税収が法人税収を上回るようになり、法人税収と所得税収は 52.5%に減少し、消費税収が約 30%を占めるようになって、法人税と所得税とりわけ法人税収の衰退が目立っています(2017 年度予算)。(グラフ参照:その他の税収は表示されていません)

【所得税・法人税・消費税の税収推移】



消費税 10%ありえない!

熊本県各界連が昼デモ

12月22日、労働組合や女性、市民団体などをつくる「消費税廃止熊本県各界連絡会」が「消費税 10%への増税に反対する! 怒りのクリスマスパレード」を行いました。

集会では、代表世話人である共同経理の荒尾壽味雄税理士が「10%への増税をすれば家計を冷やし、日本経済をまた不況に導きかねない。『増税は中止を』の声と運動をより大きく広げていこう」と呼びかけました。

参加者はサンタクロースの衣装に扮し「消費税増税反対」と大きな声でコールしながら熊本市の下通アーケードをパレードしました。



税務スケジュール

1月 4日(木)

10月決算法人の確定申告期限

1月 22日(月)

29年7月~12月分源泉所得税
納期特例届出書提出者の納期限

1月 31日(水)

給与支払報告書・支払調書の提出
11月決算法人の確定申告期限

2月 28日(水)

12月決算法人の確定申告期限

3月 15日(木)

29年分所得税の確定申告期限

4月 2日(月)

29分消費税の確定申告期限
1月決算法人の確定申告期限

5月 1日(火)

2月決算法人の確定申告期限

5月 31日(木)

3月決算法人の確定申告期限

7月 2日(月)

4月決算法人の確定申告期限



仕事始め 1月5日(金)

臨時休業 3月16日(金)

共同経理では、専門の税務については勿論、皆さんの身の回りで起きた困り事や悩み事に対するご相談に応じてお役に立ちたいと願っています。「大変」にならない前に、お気軽にご相談にお出下さい。

◎ 生活相談にも応じます

皆さまの日常生活の面での困り事や悩み事について、ご相談に応じています。特別な調査等で日時や費用がかかる場合以外は無料です。また必要に応じて弁護士や専門家をご紹介します。

◎ 相続・贈与は事前のご相談を

相続や贈与といった親族間の財産の移転に関する事項は、事後的なご相談が殆どで、場合によっては親族間の争い「争族」になったり、納税面での大きな負担になったりします。

事前に対策することによって、無用の争いを避け、経済的な負担を軽減することが可能です。ご相談に対応して、最良の対策をご提案することが出来ます。不動産の売買や名義の変更などの際にも、事前にお気軽にご相談下さい。

※無料法律相談のご案内

毎月10日(土・日・祝日は前後します)に弁護士による法律相談を受け付けています。ご希望の方は事前の予約をお願い致します。

今後の日程は、1月10日(水)・2月9日(金)・3月9日(金)
4月10日(火)・5月10日(木)・6月11日(月)となっております。

《受付: 12時30分から 相談開始: 13時から》

*お知り合いでお困りの方へもお知らせ下さい。

【編集と発行】

税理士法人 第一経営共同経理
〒861-1305 菊池市北宮 317-15
TEL 0968(25)1036
FAX 0968(24)5266

URL: <http://kyoudokeiri-tax.com>

参考にさせていただきますので、
所報「きょうどう」に対する、ご意見
やご要望をお聞かせください。